

令和2年7月15日

各小中学校長 様

那覇市教育委員会
学校教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の登校自粛について（通知）

平素より新型コロナウイルス感染症予防に対して御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

みだしのことについて、米軍基地内で新型コロナウイルス感染者が増加していることを理由に基地内で就労している保護者に生徒の登校自粛を要請したという報道がありました。

保護者が基地内に就労していることを理由に児童生徒に登校自粛を要請することはできません。つきましては、下記の通り対応をお願いいたします。

記

1. 児童生徒の感染が判明した場合、または、児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。
2. 保護者が濃厚接触者であっても、児童生徒が濃厚接触者でない場合は、学校から登校自粛を求めることはできません。
3. 保護者から感染症の不安の訴えがあり、欠席を希望する場合は、学校と相談の上、欠席ではなく出席停止として取り扱うことができます。

※「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて（通知）」（令和2年6月5日付け2文科初第382号）をご参照ください。

本件担当

那覇市教育委員会 学校教育課
指導グループ 宮里 辰也
TEL : 098-917-3506 内2621
FAX : 098-917-3522 内2626
e-mail : 91324TATU@city.naha.lg.jp